

モニタリングの見直しに対して寄せられた主な意見とそれに対する対応・考え方

番号	意見（要旨）	2/18連絡協議会回答	対応・考え方
1	No1-1において鉛が環境基準を超えて検出されたことを受けて、今後の確認方法やモニタリングへの反映はどのようにするのか。	No. 1-1の管理は当然必要と考えており、各イオン種の測定を年4回に増やすなどの対応や周辺井戸の項目を見直し継続監視を行う。これらの見直しについては、モニタリング案に落とし込んでいく。	No. 1-1の管理は当然必要と考えており、各イオン種の測定を年4回に増やすなどの対応や周辺井戸の項目を見直し継続監視を行う。No. 1-1の鉛については、状況を把握できるようにモニタリングに盛り込み、データ収集を進めながら必要な対応について検討したい。
2	測定回数を年1回に減らすものについて、複数回の測定を実施してほしい。	-	地下水の達成状況が継続していることを目的とし、モニタリングを実施することから見直しの観点Ⅲ（直近5年間で基準以下で低下傾向等の有害物質は調査頻度減）に該当する項目については、測定回数を年1回としても土壌汚染対策法に規定される地下水の測定頻度等に照らし十分厳しい水準で判断することになるためモニタリング案のとおりとしたい。
3	水位は上がるほど水圧がかかって下流へ流れやすくなるので、平成3年の深掘りの穴のC-1、平成10年の深掘りの穴のところ、そして揚水ピットでも水位を測定してほしい。	-	C-1について、降雨や時季による水位変動の傾向等とともに、浸透水の流動性が改善された状態が継続していることが確認できているが深掘りされた地点であることも考慮し、当面の間、県職員による年4回の水位測定を実施する。また、揚水ピットの水位については、施設の運転管理上必要であることから運転管理の中で引き続き測定をしていく。平成10年の深掘り穴の地点については、H22-オ-1(2)の測定結果で一定補完可能と考えられ、これまでから安全性を考慮し密封している地点であることから測定は困難である。